

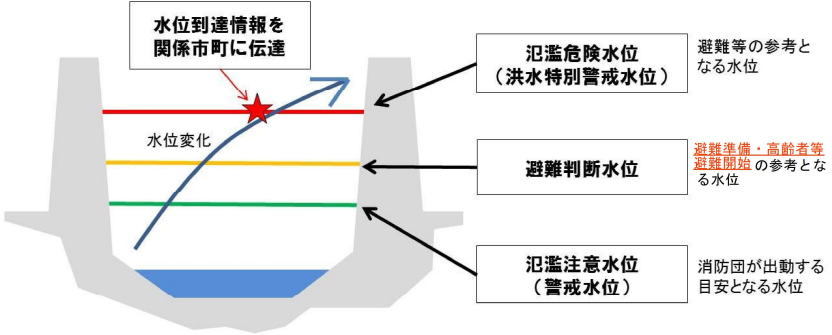
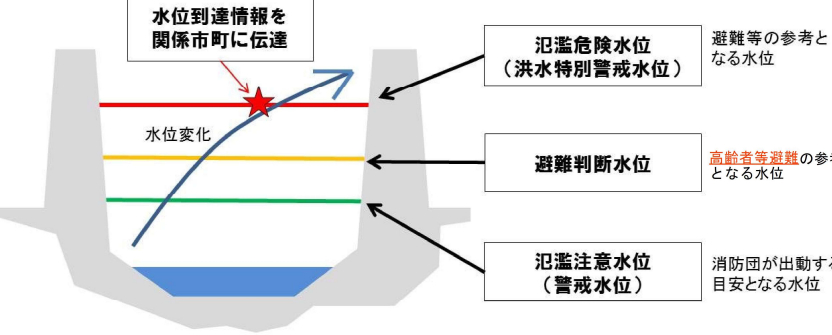
磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（令和3年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
2	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>1～11（略）</p> <p>12 避難判断水位 氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位である。</p> <p>13 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>1～11（略）</p> <p>12 避難判断水位 氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の高齢者等避難の目安となる水位である。</p> <p>13 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</p>	<p>・災害対策基本法の改正に基づく変更</p> <p>・災害対策基本法の改正に基づく変更</p>
6	<p>第5節 安全配慮</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。</p> <p>6～9（略）</p>	<p>第5節 安全配慮</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 水防活動は原則として複数人で行い範囲に応じて監視員を適宜配置する。</p> <p>6～9（略）</p>	<p>・県水防計画書に合わせて変更</p>
9	<p>第2章 重要水防箇所等</p> <p>第4節 河口部・海岸部の水門・こう門（津波・高潮時）</p> <p>河口部・海岸部の水門・こう門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時においては適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。</p> <p>河口部・海岸部の水門・こう門の管理者は、大津波警報、津波警報（追加）が発表された場合には、現地で直接操作をさせないなど、操作員の安全確保を最優先したうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。</p> <p>（追加）</p>	<p>第2章 重要水防箇所等</p> <p>第4節 河口部・海岸部の水門・こう門（津波・高潮時）</p> <p>河口部・海岸部の水門・こう門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時においては適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。</p> <p>河口部・海岸部の水門・こう門の管理者は、大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表された場合には、現地で直接操作をさせないなど、操作員の安全確保を最優先したうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。</p> <p>第5節 事前放流を実施するダムの操作</p> <p>事前放流を実施するダムの操作で磐田市が関係するダムは次表のとおりである。なお、事前放流に係る操作規則及び操作規程等は、静岡県水防計画書「ダム及び水門編」のとおりである。</p> <p>ダム管理者は各水系の治水協定に基づき事前放流の実績を判断し、操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行う。</p>	<p>・追記</p> <p>・静岡県の防災計画の変更に伴い変更</p>

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（令和3年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨																																																																								
21	<p>第8章 水位周知河川における水位到達情報 第1節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知（略）</p> <p>また、避難のための立退きの勧告又は指示（以下「避難の勧告又は指示」という。）の判断に資するため、静岡県知事から市長にその通知に係る事項について通知される。</p> <p>（略）</p> <p>1 水位周知河川における水位到達情報の提供 （1）水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域</p> <table border="1" data-bbox="136 874 987 1393"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区 域</th> <th>区 域 延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">(追加)</td> <td rowspan="2">支 川 (敷地川)</td> <td>左岸 大当所梨の木橋から太田川合流点まで</td> <td>8,300</td> </tr> <tr> <td>右岸 大当所梨の木橋から太田川合流点まで</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支 川 (仿僧川)</td> <td>左岸 万正寺祝川合流点から太田川合流点まで</td> <td>6,600</td> </tr> <tr> <td>右岸 小島祝川合流点から太田川合流点まで</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支 川 (今ノ浦川)</td> <td>左岸 見付管理上流端から仿僧川合流点まで</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>右岸 見付管理上流端から仿僧川合流点まで</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>支 川 (宇刈川)</td> <td>左岸 袋井市春岡春岡大橋から原野谷川合流点まで</td> <td>5,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区 域	区 域 延 長	(追加)	支 川 (敷地川)	左岸 大当所梨の木橋から太田川合流点まで	8,300	右岸 大当所梨の木橋から太田川合流点まで	m	支 川 (仿僧川)	左岸 万正寺祝川合流点から太田川合流点まで	6,600	右岸 小島祝川合流点から太田川合流点まで	m	支 川 (今ノ浦川)	左岸 見付管理上流端から仿僧川合流点まで	7,900	右岸 見付管理上流端から仿僧川合流点まで	m	支 川 (宇刈川)	左岸 袋井市春岡春岡大橋から原野谷川合流点まで	5,600			m	<p style="color: red;">ダム及び水防上重要な大規模水こう門は次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1016 264 1877 485"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>ダム名</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天竜川</td> <td>天竜川</td> <td>船明ダム</td> <td>浜松市天竜区大字船明</td> <td>電源開発(株)</td> </tr> <tr> <td>太田川</td> <td>太田川</td> <td>太田川ダム</td> <td>周智郡森町亀久保</td> <td>静岡県</td> </tr> <tr> <td>太田川</td> <td>原野野川</td> <td>原野野川農地防災ダム</td> <td>掛川市丹間</td> <td>静岡県</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8章 水位周知河川における水位到達情報 第1節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知（略）</p> <p>また、避難のための立退きの指示（以下「避難の指示」という。）の判断に資するため、静岡県知事から市長にその通知に係る事項について通知される。</p> <p>（略）</p> <p>1 水位周知河川における水位到達情報の提供 （1）水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域</p> <table border="1" data-bbox="1025 879 1877 1398"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区 域</th> <th>区 域 延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">太田川</td> <td rowspan="2">支 川 (敷地川)</td> <td>左岸 大当所梨の木橋から太田川合流点まで</td> <td>8,300</td> </tr> <tr> <td>右岸 大当所梨の木橋から太田川合流点まで</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支 川 (仿僧川)</td> <td>左岸 万正寺祝川合流点から太田川合流点まで</td> <td>6,600</td> </tr> <tr> <td>右岸 小島祝川合流点から太田川合流点まで</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支 川 (今ノ浦川)</td> <td>左岸 見付管理上流端から仿僧川合流点まで</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>右岸 見付管理上流端から仿僧川合流点まで</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>支 川 (宇刈川)</td> <td>左岸 袋井市春岡春岡大橋から原野谷川合流点まで</td> <td>5,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	ダム名	所在地	管理者	天竜川	天竜川	船明ダム	浜松市天竜区大字船明	電源開発(株)	太田川	太田川	太田川ダム	周智郡森町亀久保	静岡県	太田川	原野野川	原野野川農地防災ダム	掛川市丹間	静岡県	水系名	河川名	区 域	区 域 延 長	太田川	支 川 (敷地川)	左岸 大当所梨の木橋から太田川合流点まで	8,300	右岸 大当所梨の木橋から太田川合流点まで	m	支 川 (仿僧川)	左岸 万正寺祝川合流点から太田川合流点まで	6,600	右岸 小島祝川合流点から太田川合流点まで	m	支 川 (今ノ浦川)	左岸 見付管理上流端から仿僧川合流点まで	7,900	右岸 見付管理上流端から仿僧川合流点まで	m	支 川 (宇刈川)	左岸 袋井市春岡春岡大橋から原野谷川合流点まで	5,600			m	<p>修正要旨</p> <p>・災害対策基本法の改正に基づく変更</p> <p>水系名追記</p>
水系名	河川名	区 域	区 域 延 長																																																																								
(追加)	支 川 (敷地川)	左岸 大当所梨の木橋から太田川合流点まで	8,300																																																																								
		右岸 大当所梨の木橋から太田川合流点まで	m																																																																								
	支 川 (仿僧川)	左岸 万正寺祝川合流点から太田川合流点まで	6,600																																																																								
		右岸 小島祝川合流点から太田川合流点まで	m																																																																								
	支 川 (今ノ浦川)	左岸 見付管理上流端から仿僧川合流点まで	7,900																																																																								
		右岸 見付管理上流端から仿僧川合流点まで	m																																																																								
	支 川 (宇刈川)	左岸 袋井市春岡春岡大橋から原野谷川合流点まで	5,600																																																																								
			m																																																																								
水系名	河川名	ダム名	所在地	管理者																																																																							
天竜川	天竜川	船明ダム	浜松市天竜区大字船明	電源開発(株)																																																																							
太田川	太田川	太田川ダム	周智郡森町亀久保	静岡県																																																																							
太田川	原野野川	原野野川農地防災ダム	掛川市丹間	静岡県																																																																							
水系名	河川名	区 域	区 域 延 長																																																																								
太田川	支 川 (敷地川)	左岸 大当所梨の木橋から太田川合流点まで	8,300																																																																								
		右岸 大当所梨の木橋から太田川合流点まで	m																																																																								
	支 川 (仿僧川)	左岸 万正寺祝川合流点から太田川合流点まで	6,600																																																																								
		右岸 小島祝川合流点から太田川合流点まで	m																																																																								
	支 川 (今ノ浦川)	左岸 見付管理上流端から仿僧川合流点まで	7,900																																																																								
		右岸 見付管理上流端から仿僧川合流点まで	m																																																																								
	支 川 (宇刈川)	左岸 袋井市春岡春岡大橋から原野谷川合流点まで	5,600																																																																								
			m																																																																								

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（令和3年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>右岸 袋井市春岡春岡大橋から原野谷川合流点まで</p>	<p>右岸 袋井市春岡春岡大橋から原野谷川合流点まで</p>	
21	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準</p> <p>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、計画高水位若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険個所において越水又は溢水が発生するまでに、避難勧告の発令、情報の伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位の低いほうの水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（水防法第13条）。水防管理者において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準</p> <p>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、計画高水位若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険個所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報の伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位の低いほうの水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（水防法第13条）。水防管理者において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。</p>	<p>・災害対策基本法の改正に基づく変更</p>
22			<p>・災害対策基本法の改正に基づく変更</p>
23	<p>第9章 水防活動</p> <p>第1節 水防時の配備基準</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第9章 水防活動</p> <p>第1節 水防時の配備基準</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 ダム事前放流に係る配備体制</p> <p>ダム管理者が事前放流を実施する場合には、資料301-1<災害時等の配備体制とその基準>により行うものとする。</p>	<p>・静岡県防災計画の変更に伴い変更</p>

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（令和3年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨																
26	<p>第10章 避難の勧告、指示</p> <p>第1節 避難の勧告、指示</p> <p>1 避難の指示</p> <p>洪水、津波等により著しい危険が切迫していると認めるときは、水防法第29条の規定に基づき、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する際の判断基準、伝達方法、避難場所等は、資料1001-1 <避難勧告等の判断・伝達マニュアル>のとおりとする。</p>	<p>第10章 避難の指示</p> <p>第1節 避難の指示</p> <p>1 避難の指示</p> <p>洪水、津波等により著しい危険が切迫していると認めるときは、水防法第29条の規定に基づき、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。</p> <p>高齢者等避難、避難指示を発令する際の判断基準、伝達方法、避難場所等は、資料1001-1 <避難情報等の判断・伝達マニュアル>のとおりとする。</p>	<p>・災害対策基本法の改正に基づく変更</p>																
28	<p>第12章 協力応援</p> <p>1 国土交通省中部地方整備局の協力</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 国土交通省の災害対策用車両等の派遣</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>国土交通省窓口</th> <th>電話番号</th> <th>F A X 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部</td> <td>浜松河川国道事務所調査第一課</td> <td>053-466-0116</td> <td>053-466-0122</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 静岡県の協力</p> <p>(略)</p> <p>(1) 河川に関する情報の提供</p> <p>ア 情報提供を行う河川名及び水位観測所</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 仿僧川：福田水位観測所・鮫島橋水位観測所・今ノ浦橋水位観測所 (削除)</p> <p>(ウ) 今ノ浦川：(追加) 今之浦橋水位観測所</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>ウ 提供する手段</p> <p>(ア) (削除) インターネット用ホームページ</p> <p>ページ名称：サイボスレーダー（静岡県土木総合防災情報）</p> <p>アドレス：http://sipos.pref.shizuoka.jp/</p> <p>(イ) (削除) 携帯電話用ホームページ</p>	地区	国土交通省窓口	電話番号	F A X 番号	西部	浜松河川国道事務所 調査第一課	053-466-0116	053-466-0122	<p>第12章 協力応援</p> <p>1 国土交通省中部地方整備局の協力</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 国土交通省の災害対策用車両等の派遣</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>国土交通省窓口</th> <th>電話番号</th> <th>F A X 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部</td> <td>浜松河川国道事務所防災課</td> <td>053-466-0129</td> <td>053-466-0122</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 静岡県の協力</p> <p>(略)</p> <p>(1) 河川に関する情報の提供</p> <p>ア 情報提供を行う河川名及び水位観測所</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 仿僧川：福田水位観測所・鮫島橋水位観測所</p> <p>(ウ) 今ノ浦川：中島水位観測所・今之浦橋水位観測所</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>ウ 提供する手段</p> <p>インターネット用ホームページ</p> <p>ページ名称：サイボスレーダー（静岡県土木総合防災情報）</p> <p>アドレス：http://sipos.pref.shizuoka.jp/</p>	地区	国土交通省窓口	電話番号	F A X 番号	西部	浜松河川国道事務所 防災課	053-466-0129	053-466-0122	<p>・静岡県水防計画書に基づく変更</p> <p>・削除</p> <p>・追記</p> <p>・携帯電話サービス廃止により削除</p>
地区	国土交通省窓口	電話番号	F A X 番号																
西部	浜松河川国道事務所 調査第一課	053-466-0116	053-466-0122																
地区	国土交通省窓口	電話番号	F A X 番号																
西部	浜松河川国道事務所 防災課	053-466-0129	053-466-0122																
29	<p>(イ) (削除) 携帯電話用ホームページ</p>																		

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（令和3年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
32	<p>ページ名称：サイボスレーダー携帯版（静岡県土木総合防災情報） アドレス：http://sipos.shizuoka2.jp/m/</p> <p>第14章 施設及び水防用資器材整備運用並びに輸送 第1節 施設及び水防用資器材の整備 1～2（略） 3 地震対策用資器材の活用 水防活動上必要があるときは、地震対策用防災倉庫（市内各避難所及び防災センター（追加））に備蓄する資器材も活用するものとする。</p>	<p>第14章 施設及び水防用資器材整備運用並びに輸送 第1節 施設及び水防用資器材の整備 1～2（略） 3 地震対策用資器材の活用 水防活動上必要があるときは、地震対策用防災倉庫（市内各避難所及び防災センター等）に備蓄する資器材も活用するものとする。</p>	<p>・防災備蓄ステーション設置による</p>
35	<p>第17章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 第1節 洪水対応 1～2（略） 3 住民等への周知 市長は、地域防災計画において定められた前記2に掲げる事項について、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む場合は、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む場合は、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4～5（略）</p>	<p>第17章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 第1節 洪水対応 1～2（略） 3 住民等への周知 市長は、磐田市地域防災計画において定められた前記2に掲げる事項について、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む場合は、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む場合は、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4～5（略）</p>	<p>・名称統一</p>
36	<p>第2節 津波対応 1～2（略） 3 津波災害警戒区域の指定を受けたときの措置（略） (1) 地域防災計画に定める事項 市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p>	<p>第2節 津波対応 1～2（略） 3 津波災害警戒区域の指定を受けたときの措置（略） (1) 磐田市地域防災計画に定める事項 市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、磐田市地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p>	<p>・名称統一</p>

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（令和3年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
37	<p>る。</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>(2) 住民等に対する周知 市長は、地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(3) 避難促進施設に係る避難確保計画の作成等 津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。</p>	<p>のとする。</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>(2) 住民等に対する周知 市長は、磐田市地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(3) 避難促進施設に係る避難確保計画の作成等 津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により磐田市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。</p>	<p>・名称統一</p> <p>・名称統一</p>